

本日（2016年5月20日）午後1時30分、東京地方裁判所に、「平成26年10月17日、国交大臣がJR東海に対して行った、全国新幹線鉄道整備法に基づく中央新幹線工事実施計画の認可処分の取消しを求める訴訟」（通称：ストップ・リニア！訴訟）を提起しました。 | 1

（1）訴訟に至るまでの経過と提訴理由

2014年10月17日、国交大臣がリニア中央新幹線の工事認可を下したのを受けて、「リニア新幹線沿線住民ネットワーク」は、すぐに行政不服審査法に基づき、工事認可の取消しを求める異議申し立ての集約にとりかかり、12月16日、沿線住民を中心とする5,048名の申立書を国交大臣あてに提出しました。

しかしその後、異議申し立ての審査について国交省からは何の説明もなく、問い合わせに対しても「審査中」を繰り返すのみで進展が見られませんでした。一方でリニア事業自体は進行し、JR東海は品川で工事の「安全祈願祭」を実施、2015年12月18日には、山梨県早川町で、南アルプストーンネル工事の着工式を強行しました。

この間沿線住民からは、住民への圧倒的な説明不足や杜撰なアセスへの不満がつのり、このままでは工事が進行してしまうという懸念が広がって、いつ出されるかわからない国交省の裁決を待たずに、リニア新幹線工事の是非を司法に問うことを決め、今回の訴訟提起に至りました。

（2）訴訟の目的

訴訟の目的は以下の2点です。

- ①国交省のリニア新幹線事業の工事認可を取り消させ、この事業計画を白紙に戻す。
- ②国交省の事業認可に至るまでの審査の不備と、JR東海のアセスメント（環境影響評価）を始めとする情報非開示と、事業計画の杜撰な内容を明らかにする。そのことで、不要、不急な公共事業及び公共性の高い事業を無くすという今後の運動に活かしていく。

（3）訴訟の内容

訴訟で争う点は以下2点に集約されます。

①全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事業法違反

- （a）リニアは従来の新幹線とは違う「磁気浮上式鉄道」であり、ネットワーク性を欠く。
- （b）「リニアが実現してもペイしない」（JR東海・山田佳臣前社長）発言に見られるように、経営破たんし事業が中断する可能性がある。
- （c）事故や地震発生時の安全対策が極めて不十分である。

②環境影響評価法違反